

垂水市若年末期がん患者に対する療養支援事業利用の手引き ～事業利用の流れ～

1 対象者条件の確認（利用者）

- 住所条件 / 垂水市に住所を有している
- 年齢条件 / 40 歳未満（0～39 歳）
- がん状態 / 末期がん（※1）
- 療養条件 / 治癒を目的とした治療を行わず、在宅療養を行う

※末期がん患者の認定基準は、介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する者とし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの

2 利用できるサービス等の確認（利用者）

- 内容 / 利用できるサービス等は、次の5つです。（平成31年4月現在）

サービス等

- ① 訪問介護、② 訪問入浴介護、③ 福祉用具貸与、④ 福祉用具購入
- ⑤ 認定に係る医師意見書に係る経費

サービス利用料

年齢	対象経費	補助対象の上限額
0～19 歳	居宅サービス	5 万円（月額）
20～39 歳	居宅サービス・福祉用具貸与	8 万円（月額）
	福祉用具購入	5 万円（1 人あたり）
0～39 歳	認定に係る医師の意見書	5 千円

ただし、0～19 歳で公的支援制度を受給していない場合は、20 歳から 39 歳の項の右欄に掲げるサービスを受給することができる。

利用者負担 / 利用料の 1 割

（利用例）4 万円分の福祉用具貸与（福祉用具レンタル）を行った場合

利用者が提供事業者へ支払う金額・・・4 万円×1 割 = 4,000 円

※残り 36,000 円（4 万円-4,000 円）は、垂水市と鹿児島県が負担

（注意点）補助には上記表のとおり上限額が設けられています。そのため、上限額を超えた利用料部分については、すべて利用者負担となります。

3 事業の利用を申請する（利用者→垂水市）

□ 申請に必要な書類

- ① 利用申請書（別紙様式 1） ② 医師の意見書（別紙様式 2）

※ 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※ 事業利用が決定した後に、住所等が変更になった場合は別途変更申請が必要です。

4 申請内容を審査及び決定（垂水市）

□ 審査及び決定通知（利用決定又は却下） → 利用決定した場合は県へ報告

申請書等を基に審査し、事業の利用が可能かどうかを通知いたします。

□ 提供事業者のご案内

利用可能となった場合は、サービスを提供している事業者をご案内いたします。

※ 提供事業者は、市ホームページからのご確認いただけます。

※ 参考資料／別紙「各利用サービス事業者一覧」

（事業の利用可能との決定が出た場合）

5 サービスの利用（利用者⇔提供事業者）

□ 利用者から提供事業者へ依頼し、サービスの提供を受けます。

サービスの利用については、利用者から直接、提供事業者へ依頼する。

6 利用料の支払い（利用者→提供事業者）

□ 利用者は、提供事業者へ利用料の支払いを行います。

支払う料金は、利用料の 1 割です。

ただし、補助上限額を超えた利用料部分については、すべて利用者負担となりますので、ご注意ください。

（利用例 1） 4 万円分の福祉用具貸与を行った場合

利用者が提供事業者へ支払う金額・・・4 万円×1 割 = 4,000 円

※ 残り 36,000 円（4 万円-4,000 円）は、垂水市と鹿児島県が負担

（利用例 2） 8 万円分の福祉用具貸与を行った場合

利用者が提供事業者へ支払う金額・・・8 万円×1 割 = 8,000 円

※ 残り 72,000 円（8 万円-8,000 円）は、垂水市と鹿児島県が負担

（利用例 3） 9 万円分の福祉用具貸与を行った場合（補助上限額を超えた場合）

利用者が提供事業者へ支払う金額

① 9 万円 - 8 万円（補助上限額） = 1 万円

② 8 万円×1 割 = 8,000 円 合計（①+②） 1,8000 円

※ 残り 72,000 円（8 万円-8,000 円）は、垂水市と鹿児島県が負担

7 提供事業者から市へ助成金の請求（提供事業者→垂水市）

- 提供事業者は、垂水市に対し利用料の請求を行います。
- 請求時期
 - ① サービス提供を終了した時
 - ② サービスが複数月に渡って行われている場合は、月単位で請求すること
- 請求額
申請者負担分を除いた利用料
- 請求に必要な書類
 - ① 委任状（別紙様式 9）・・・利用者からの委任状が必要です。
 - ② 助成金交付請求書（別紙様式 7）
 - ③ 実施報告書（別紙様式 8）
- 請求効力の消失
サービスを利用した日から助成金を請求しないまま、2年が経過した場合は、その請求については効力を失いますのでご注意ください。

8 垂水市から提供事業者へ助成金の支払い（垂水市→提供事業者）

- 垂水市は、請求内容を審査し、適当と認めた場合は助成金の支払いを行います。

※その他

- 本事業の申請の際は、事前にお問い合わせください。
- その他、不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
- お問い合わせ先
垂水市 保健課 健康増進・元気プロジェクト係 直通 0994-32-1116